

## 「山形県理学療法士会災害補償制度」のお知らせ

2023年5月

山形県理学療法士会では、全会員を対象とした「団体総合補償制度費用保険」を契約しております。本契約は当会会員の方々が、当会の活動従事時間（当会主催の研修会、その準備、及びその他事業活動など）への参加中に発生した傷害または特定疾病に対して補償する制度になります。補償内容は、以下の通りとなります。

### 【主な保険金の種類】

災害死亡保障 (1,000万円)	会の活動中（往復途上を含む）の当会会員、行事参加者の方々が傷害や特定疾病を原因とする身体障害により死亡したときに保険金をお支払いいたします。
後遺障害補償 (最高1000万円)	会の活動中（往復途上を含む）の当会会員、行事参加者の方々が傷害や特定疾病を原因とする身体障害により後遺障害を残されたときに保険金をお支払いいたします。
療養補償（入院） (入院日額5,000円)	会の活動中（往復途上を含む）の当会会員、行事参加者の方々が傷害や特定疾病を原因とする治療のために入院したとき、その入院日数に対し180日を限度として保険金をお支払いいたします。
療養補償（通院） (通院日額3,000円)	会の活動中（往復途上を含む）の当会会員、行事参加者の方々が傷害や特定疾病を原因とする治療のために通院したとき、その通院日数に対し180日以内の通院日数に対して、90日分を限度に保険金をお支払いいたします。

#### <用語の定義>

- ・「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいう
- ・「特定疾病」とは、心筋梗塞、心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸・過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、低体温症、熱中症、脱水症状をいう

#### <保険金をお支払いできない主な場合>

- ・保険契約者・被保険者・被補償者の故意または重大な過失による傷病
- ・被補償者の犯罪行為または闘争行為による傷病
- ・被補償者の麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の使用による傷病
- ・頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの
- ・被補償者が補償開始の直前12ヶ月以内に治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係のある特定疾病による身体障害

## 万一、事故が起こったら・・・

速やかに、山形県理学療法士会事務局にご連絡ください！

### 【連絡方法】

山形県理学療法士会ホームページ右上の「お問い合わせ」から必要事項を入力し、「お問い合わせ内容」欄に事故があった旨を入力の上ご連絡ください。

⇒折り返し、担当者より詳細について確認のご連絡をさせていただきます。

土日祝日含め、返信に暫くのお時間を頂くことがございますのでご了承下さい。

※所定の手続終了後、通常は30日以内に保険金をお支払いいたします。

※補償適用の原因発生日から30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意下さい。

### 【保険内容への問い合わせ先】

#### ①株式会社 エヌ・エフ・エー

担当：志摩 政裕（シマ マサヒロ）

〒110-0051 東京都台東区東上野 1-6-2 荒井ビル 2 階

TEL：03-5818-0711 FAX：03-5818-0710

#### ②山形県理学療法士会事務局

当会ホームページ「お問い合わせ」からお問い合わせください。